

# 貸渡約款

バイプロダクト株式会社

令和1年11月20日

令和2年9月1日改定

## 第1条 契約

(イ) 貸渡人 バイプロダクト株式会社（以下甲という）の所有する自家用自動車（以下自動車という）の貸渡について、自動車借受人（以下乙という）は、この約款を承認して自動車を借受るものとします。

(ロ) 甲は、乙が代金の決済を行った時点で、この約款の内容に疑義がなくすべてを承認したものとみなします。

## 第2条 免許証

乙、又は運転の者は借受自動車の運転資格に該当する免許証を所有し、貸渡の際これを提示しなければなりません。

## 第3条 安全運転の遵守

乙は、自動車の保身に万全の注意を払うと共に常に交通法規等関係法令を遵守し安全運転と事故防止に努めなければなりません。

## 第4条 点検整備

(イ) 甲は道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施した車両を乙に貸し渡すものとします。

(ロ) 乙は車両を借り受けている期間中、道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければなりません。これにより異常が発見された場合は速やかに甲に連絡し指示に従うこととします。

(ハ) 乙の借受中に、乙の整備点検の不備により事故や故障が発生した場合はその責は乙が負うものとします。

## 第5条 禁止事項

乙は借受けた車両に次の様な事項を行ってはなりません。

- (イ) 他車の牽引または後押し、改造または改装。
- (ロ) 競技車両やテスト車両としての使用
- (ハ) 道路以外での使用（キャンプ地またはキャンプ場内での駐車のための移動は除く）
- (ニ) 貸渡証に記載された借受人並びに、同乗運転者以外に運転をさせるなどの行為。
- (ホ) その他法令に違反する行為・公序良俗に反する行為
- (ヘ) 甲が車両ごとに禁止している事項

## 第6条 借受人の義務

乙は自動車の引渡しを受けたとき、自動車に異常がないことを確認し、十二分に操作、取扱いを理解しなければなりません。

乙が自動車を仮受けた時点で管理責任は乙に移ります。仮受車両は通常の使用に伴う損耗等を除き、借受時と同じ状態で契約期間中に甲に返還しなければなりません。

## 第7条 借受人の管理責任

自動車に対する乙の管理責任は、乙が自動車の引渡しを受けたときに始まり、甲に返還し料金等を精算したときに終わります。従って甲は乙が起こした違反、罰金および交通事故による刑事事件または、民事事件及びその他の法事事件に対していっさい責任を負いません。又乙の借受期間中に発生した事故については、その事故処理の終結に到るまで乙の責任は継続するものとします。

## 第8条 貸渡料金制度

貸渡料金及び付随する料金は、別に定める料金表または車両別に都度設定した料金によります。

## 第9条 返還

乙は、甲立会いのもとに、自動車の通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

乙は、自動車の返還にあたって、自動車内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、甲は、自動車の返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

甲が車両状態を確認し、契約終了を宣言した時点で返還とします。

## 第10条 契約期間の超過

乙が契約時間を超過した場合は、料金表に基づき超過料金を申受けます。

但し契約時間を超過する場合は、契約期間内に甲の承認を得るものとし、乙が甲の承認無く契約期間を越えた場合は不法使用と見なし民事契約の範囲を超えた時案として甲は所轄警察に被害届、法的に必要な措置ならびにその他の処置をとることがあります。

## 第11条 保険の補償

乙が自動車の借受期間中に発生した当該自動車及び第三者に与えた損害について、各車両に掛けられている保険契約の範囲で補償されます。

但し、無免許、飲酒運転、無謀運転、契約者（借受人並びに同乗運転者）以外の又貸しによる事故、及び契約期間を無許可にて超過使用した場合、重大なる過失（保険会社通常において適用する範囲）及び本約款の各条項に違反した場合適用されません。

また、補償額が保険金額を超過した場合の超過金額、保険が適用されない範囲の事故や損傷、および免責金額以下の補償費用・修理費用は全額乙が負担するものとします。

## 第12条 事故処理

事故が起きたとき乙は次の厳守事項を守り、甲並びに甲が乙のために契約した会社（以下丙という）が必要とする書類、又は証拠となるものを求めた場合には遅滞なくこれを提出し、かつ両者の指示に従い事故解決に努力しなければなりません。

もしこれらの義務を怠った場合は、乙は自らの責任を於いてその事故を解決し、甲並びに丙に対してなんらの異議の申し立て、請求、苦情等一切の迷惑を掛けないものとします。

（イ） 乙は、直ちに所轄警察署に届け出、甲に事故発生の報告をすると同時に甲の定める事故報告書に必要事項を正確に記入したうえ速やかに提出し、法令によって定められた処置をとり甲並びに丙から要求された書類を取り揃えなければなりません。

（ロ） 乙は、第三者との間に、甲の同意なきまたは甲の不利になる様な、示談、協定等を行うことは出来ません。また、このような申し合わせが取り結ばれていた場合、甲はその示談、協定には一切従いません。

（ハ） 乙の当該借受自動車の事故修理は、甲の指定する工場で行います。

### 第13条 賠償費用の一時立替

乙が第三者に与えた事故について賠償を要する場合、その補償手続きが完了する迄に要する費用は乙の一時立替払いとします。

### 第14条 賠償責任

法令に基づく定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した不測の故障あるいは事故が、乙の借受け期間中に起きた場合、乙はその事故・故障について、甲へ金銭的または精神的な責任を追及、あるいはそれによって生じた損害の補償を甲に対して要求することは出来ません。又、事故・故障を理由に債務の精算を遅延させたり、拒んだり出来ません。

乙が車両の借受け期間中に乙の責任による事故・盗難・故障・汚損等を起こし車両の修理・清掃等が必要となった場合は、甲が乙にその期間中の営業補償として車両が営業に使用できない日数分の貸出料金を請求できるものとします。

### 第15条 貸渡料金の収受

(イ) 料金（別に定める料金表による）は、乙が甲に前納し貸渡車両の返還時に精算するものとします。

(ロ) 貸渡車両返却時に車両に損傷が見つかった場合は、乙はその場で甲が提示した修理費用の一部を前金として、または全額を清算するものとします。

(イ) (ロ) 共に、甲が認めた期日までに貸渡料金及びその他債権が精算されない場合は、乙は甲に対して年14.6%の延滞利息と督促費用を支払うものとします。必要がある場合は訴訟をします。

### 第16条 通知、催告の方法

甲の経営する自家用自動車有償貸渡業に関して通知、又は催告をしようとする場合、相手方の所在を知ることが出来ないとき、又は知ることが著しく困難なときは通知又は催告しようとする事項を甲の営業所に公衆の見易いように掲示もしくは報道機関に公告してこれに代えることがあります。

前項の掲示、又は公告を行った場合、掲示又は、公告を始めた日から1週間を経過したときは、その通知又は、催告が相手方に到達したものと見なします。

## 第17条 契約の解除

乙が前記各条項に違反した場合、又契約事項及び貸渡証記載に偽りが有ると甲が認めた場合は、契約期間中でも甲はこの契約を解除し、且つこれによって被った甲の損害については、甲の要求に従って乙が負担するものとします。

そのほか下記の場合、甲は乙に対する契約を解除できるものとします。乙はこれにより生じた損害について甲にその責任といかなる代償も問わないものとします。

下記（イ）（ロ）（ハ）の場合、乙より甲に支払いがある場合は甲が受け取っている代金の全額を返還する。

（イ）道路運送車両法第48条の定期点検整備の結果、貸渡し前に車両の使用が不適正とされた場合

（ロ）不測の故障・事故等により車両の貸し出しが不能となった場合

（ハ）上記（イ）（ロ）の事例に対し甲が代替の車両を提供出来ない場合、または乙が甲の用意した代替車両を承諾しない場合

## 第18条 信用情報の提供と利用上合意

乙は、借受及び予約における氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号、メールアドレス、車種、車両ナンバー、免許証記載等の個人情報が、甲の取引する保険会社、整備工場に提供され利用されることに同意するものとします。

## 第19条 連帯保証

借受人及び運転者は借受に伴って生じるあらゆる事項に関して連帯して責任を負うものとします。

## 第20条 捜査費用、車両回収、回送費用

乙が貸渡期間を終了しても車両を返還しないときは、乙ならびに貸渡車両の捜査費用は乙が負担し、車両発見後甲又は甲の代理人が車両を回収し、契約返還場所までの回送料を乙が負担することとします。

この際車内外の遺留品は、甲が破棄処分しても良いものとします。

## 第21条 車両装備品

(イ) 貸渡車両に備え付けてあるカーナビ・ドラレコ・レーダー探知機の利用方法、信頼性、活用方法について、甲は一切関知いたしません。

また前記の装備により乙に不利益が生じた場合も甲は一切の責を負いません。

(ロ) その他車載品の取り扱いは、乙は甲が個別に設定している内容に沿って取り扱うものとする。

## 第22条 交通違反

甲は、車両受渡し後に、乙または同乗運転者の犯した交通違反に関して一切責任を負わないものとします。乙または同乗運転者は、その交通違反の処理手続き一切を自身で行い、甲にその交通違反の責任や残務を負わせないこと。

### 駐車違反

1. 乙は、貸渡車両に関し、道路交通法に定める違法駐車で摘発を受けたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。

2. 甲は、警察から自動車の違法駐車連絡を受けたときは、乙に連絡し、速やかに自動車を移動させ、自動車の借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、乙はこれに従うものとします。なお、甲は、自動車が警察により移動された場合には、甲の判断により、自ら自動車を警察から引き取る場合があります。

3. 甲は、前項の指示を行った後、甲の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで乙に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、乙が前項の指示に従わない場合は、甲は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに自動車の返還を請求することができるものとし、乙は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。

4. 乙は、甲が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

5. 乙が自動車返却までに違反処理を行わなかった場合、甲が借受人若しくは運転者若しくは自動車の探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は甲が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、乙は、甲が指定する期日までに、次に掲げる費用を甲に支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 第 19 条に基づく捜査費用、車両回収、回送費用

6. 甲は、乙が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、甲に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を乙に返還するものとします。

#### その他の交通違反

乙が車両借受け期間中に駐車違反以外の交通違反を犯した場合、乙はその交通違反の反則金の納付等、すべて乙自身で解決しなければなりません。

#### 第 23 条 管轄裁判所

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、甲の序在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

#### 第 24 条 個人情報保護

得られた個人情報は本人の同意無しに、本人への連絡や回答目的以外では利用しません。法令に基づく場合を除き、本人の同意無しに第三者に対しデータを開示・提供することはしませんが、本人からの請求があれば情報を開示します。公開された個人情報が事実と異なる場合、訂正や削除に応じます。その他、保有する個人情報の取扱に関して適用される法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守します。

-----